

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例制定について

1 改正の概要

令和6年3月予定の生活保護の医療扶助における個人番号を用いたオンライン資格確認の開始に伴い、生活保護法の対象外である外国人に対して国の通知に基づき市が行っている「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務()」を、個人番号を利用することができる独自利用事務として定めるもの。

この改正により、この措置の対象となっている外国人に関しても医療扶助のオンライン資格確認が可能となる。

生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

2 主な改正の内容

- (1) 「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」を別表第1に規定

別表第1

番号法()第9条第2項の規定に基づき、条例で定めるところにより個人番号を利用することができる事務(独自利用事務)を定めるもの
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

- (2) 「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」及び当該事務において利用する特定個人情報並びに本市の執行機関が行う個人番号を利用する事務であって外国人生活保護関係情報()を利用するものを別表第2に規定

生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報

別表第 2

同一執行機関内において他の事務において管理している特定個人情報を利用することができる事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報を定めるもの

(3) 次の事項を別表第 3 に規定

- ア 市長が、「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」を処理するために教育委員会に対し学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する特定個人情報の提供を求めた場合に、教育委員会が当該特定個人情報を提供することができること。
- イ 教育委員会が、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理するために、市長に対し外国人生活保護関係情報の提供を求めることができること。

別表第 3

番号法第 19 条第 11 号の規定に基づき、本市の他の機関に特定個人情報を提供することができる場合を定めるもの

3 改正後の医療扶助に係る事務手続の変更点

現在

生活保護受給者及び生活保護法に準じて保護を受けている外国人が医療機関を受診する際は、福祉事務所が発行する傷病届通知票により医療機関において資格確認を実施

改正後

個人番号を用いたオンライン資格確認導入後はマイナンバーカードのみで資格確認が可能となるため、傷病届通知票の発行が、原則不要

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
 - 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。
- ※ これに併せ、医療扶助の受給者番号等について医療保険の被保険者番号等と同様に受給者番号等の告知要求制限等の個人情報保護に係る法的整備を行う。

【現行の医療扶助の受診】



【オンライン資格確認の導入】



【施行時期】：公布の日(R3.6.11)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(一部を除く)